

第 1 2 4 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 3 年 7 月 1 9 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 3 年 7 月 1 9 日 (月) 午前 9 時 5 2 分
- 3 閉会の日時 令和 3 年 7 月 1 9 日 (月) 午前 1 0 時 3 7 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 9 名 欠席 1 名

	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
会長 (1)	浮田 孝允	出席	5	奥田 哲也	出席
職務代理人 (6)	岸本 博	出席	7	串田 修	出席
2	大森 美也子	出席	8	今東 徳雄	出席
3	大森 勇二	出席	9	延澤 強哉	欠席
4	岡本 五樹	出席	1 0	雪本 泰嗣	出席

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会副会長 石井 治夫
 東区協議会長 岡崎 章二

事務局 担当局長 井上 満千夫 参事 佐藤 孝司
 参事監 真田 明彦 総務・農政担当課長 菱川 真輔
 担当課長補佐 竹田 了久 農地担当係長 橋本 聡実
 主任 川田 秀紀

7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 (3) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
 (4) 農地の公売に対する買受適格証明願 (耕作目的) について
 (5) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
 (6) 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について (令和 3 年 2 月締分)

- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について
 (2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
 (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について

第 2 号議案 農政関係等について

申請等（１）農政関係等について

（２）その他

９ 議事録署名委員の氏名

５番 奥田 哲也

７番 串田 修

１０ 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。それでは、ただいまから第１２４回岡山市第二農業委員会を開会します。本日の欠席は０名です。

本日の議事録署名委員を指名します。５番 奥田 哲也 委員、７番 串田 修 委員にお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

橋本係長 議案の訂正があります。「第１２４回 岡山市第二農業委員会総会議案の訂正等」をご覧ください。１ページ１番、譲渡人の について、住所、持分、氏名をすべて削除してください。また、同じく１番の譲渡人、 の持分「３分の１」を「３分の２」に、譲受人の耕作面積「７，９３９．２４」を「８，８５５．５８」に訂正してください。

また、第１号議案の追加議題があります。別紙第１号議案「申請等（３）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）」東区２番を追加してください。

以上です。

議長 それでは申請等（１）農地法第３条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

川田主任 １ページ１番、受贈による持分移転です。受人は現在、約８９アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること。機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積４０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

２番、新規農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること。機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、同時申請の南区藤田の農地５，８８５平方メートルを含めると、許可後に農業委員会が定める下限面積３０アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

３番、増反による所有権移転です。受人は現在、約４７アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること。機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積４０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進 １番から３番までの３件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見

委員
議長
全員
議長
橋本係長

となっています。引き続きのご審議をお願いします。

協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

ありません。

次に、事務局から東区の説明をお願いします。

1 ページ4番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2.1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

5番、増反による所有権移転です。受人は現在、約46アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

6番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

2 ページ7番、増反による所有権移転です。受人は現在、約42アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

8番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2.0ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

9番、増反による所有権移転です。受人は現在、約43アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

10番から16番は受人が同一のため、一括して説明します。すべて増反による所有権移転です。受人は、農地所有適格法人の要件を満たしており、機械、労働力、技術、地域との関係についても問題がないと考えられますが、受人が令和元年10月に取得した農地が適切に管理されておらず、すべての農地を効率的に利用するとは認められないため、東区協議会では保留意見となっています。

以上です。

議長
岡崎推進

東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

4番から16番までの13件について審議した結果、事務局の説明のとおり、4

委員 番から9番までの6件は許可意見、10番から16番までの7件は保留意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

奥田委員 保留の案件について、状況を説明してください。

竹田補佐 東区協議会の前に地元の農業委員さんから、今回の受人が令和元年10月に取得した農地が適切に管理できていないと思われるとの連絡をいただき、事務局と地元の推進委員さんも一緒に現地を確認したところ、農地は管理されておらず、取得後は全く草刈りも行っていないと思われる状態でした。

このため、今回の申請は保留となりました。今後は、来月までに農地を耕うんして植え付けを行うか、一旦取り下げるかということになると思われます。

奥田委員 わかりました。

議長 それでは、申請等(1)については、1番から16番までの16件のうち、1番から9番までの9件を許可、10番から16番までの7件を保留と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等(1)については、1番から9番までの9件を許可、10番から16番までの7件を保留と決定します。

議長 次に、申請等(2)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

川田主任 4ページ1番、令和3年5月18日付で農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で賃借権を設定します。現在一時転用中の案件です。

受人は、中区倉富にて、運送業を営む者で、大型車等の駐車場が不足しているため、平成30年8月20日付けで、農地法第5条一時転用許可を受け、露天駐車場として使用していますが、許可期間の満了に伴い、引き続き露天駐車場として利用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

2番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は、自己専用住宅です。

受人は、中区桑野の借家に夫婦と子供2人の4人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭なため、妻の実家に近く、相互に協力がしやすい申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、永

久転用を目的とした露天駐車場としての一時転用で、転用期間は、許可日から3年間です。

受人は、中区江崎地内で福祉車販売業を営む者ですが、借地契約の解除により、車両の駐車場を確保する必要があったもので、隣接地で、利便性が高い申請地に賃借権を設定し、新たに露天駐車場として転用しようとするものです。

申請地は、1種農地ですが一時転用であり、例外的に許可が可能です。

転用面積については、車両62台を駐車する計画であり、妥当な面積であると判断できます。被害防除計画等その他の一般基準上も問題ないと考えます。

4番と5番は同じ地域に関連がありますので、併せて説明します。

申請地は、令和3年5月18日付で農振除外済みで、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は、いずれも自己専用住宅です。

4番、受人は、中区倉富の借家に夫婦と子供3人の5人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭なため、現居所、夫婦の実家に近く、相互に協力がしやすい申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとするものです。

5番、受人は、南区西市の借家に夫婦と子供2人の4人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭なため、妻の実家に近く、相互に協力がしやすい、また妻の勤務先にも近い申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとするものです。

いずれも、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、申請地は、令和3年5月18日付で農振除外済みで、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は、自己専用住宅です。

受人は、中区門田屋敷四丁目の社宅に夫婦と子供1人の3人で生活していますが、家財道具が増え、手狭なため、妻の実家に近く、相互に協力がしやすい申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長
藤田推進
委 員
議 長
全 員
議 長
橋本係長

中区協議会の協議の様様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

1番から6番までの6件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

ありません。

次に、事務局から東区の説明をお願いします。

4ページ7番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断

され、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は現在、中区土田の借家に夫妻と子供1人の3人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になってきたことから、夫の実家に近く、相互に協力できる申請地を所有権移転し、自己専用住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、申請地は、農業振興地域内の農用地で、転用目的は農業用倉庫と農業用作業場です。

申請人は現在、東区宿毛に居住し、72アールの農地を耕作する農業者ですが、高齢になったため、農作業が円滑に行えるよう、所有する農地に近い申請地を所有権移転し、農業用倉庫と農業用作業場に転用しようとするものです。

申請地は農用地ですが、農業用施設であり、農用地利用計画において指定された用途であることから、例外的に許可が可能です。

また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 7番と8番の2件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは、申請等(2)については、1番から8番までの8件を許可と決定してよろしいか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは、申請等(2)については、1番から8番までの8件を許可と決定します。

議 長 次に、申請等(3)岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定について(所有権の移転)についてを審議します。事務局から説明をお願いします。

橋本係長 申請等(3)岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)については、5ページ1番と別紙追加第1号議案2番の2件です。農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が行う売買事業で、土地所有者から財団への所有権移転です。

計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会では原案どおり決定意見となっています。

以上です。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 ありません。

議長 それでは、申請等（３）については、原案のとおり決定とします。

次に申請等（４）農地の公売に対する買受適格証明願（耕作目的）について、事務局から説明をお願いします。

橋本係長 ６ページ１番の１件で、増反を目的に公売農地を取得しようとするものです。対象農地は内ヶ原で、入札日は令和３年７月２７日です。

申出人は現在、世帯で約１．２ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積４０アールを超えていることから、買受適格者の要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 １番の１件について審議した結果、事務局の説明のとおり、買受適格者として認める意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（４）については、１番の１件を買受適格者と認めてよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等（４）については、１番の１件を買受適格者として認め、証明書を交付することとします。

議長 次に、申請等（５）農地法第３条の３第１項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

川田主任 ７ページ１番から１０ページ１０番までの１０件で、権利取得の事由はいずれも相続、権利の種類はいずれも所有権で、内容をご覧のとおりです。１０番については、あっせん等の希望があるため、内容を確認の上、担当の委員さんと協議します。

中区及び東区協議会では、いずれも受理意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（５）については、１番から１０番までの１０件を受理と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等（５）については、１番から１０番までの１０件を受理と決定します。

次に、別紙申請等（６）農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、事務局から説明をお願いします。

橋本係長 別紙第1号議案、申請等(6)「農業振興地域整備計画変更に関する意見書について」をご覧ください。令和3年2月とりまとめ分の中区案件は、中1番から中34番の34件、東区案件は、東1番から東6番までの6件、瀬戸地域は瀬戸1から瀬戸4までの4件です。4月に資料をお配りし、農業委員さん及び推進委員さんよりご意見をいただき、事務局において農林水産課と協議を行いました。その結果、中区分で34件、東区分で岡山地域が取り下げの東1番と東6番を除く4件、瀬戸地域が4件の計8件の変更申出を認める内容で農林水産課より最終の意見照会がありました。各地区協議会で審議した結果、変更計画案は適当であるとの意見となっています。

以上です。

議長 以上の説明について、何かご意見ご質問はありますか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(6)農業振興地域整備計画の変更に関する意見については、市の変更計画案は適当であるとの意見とします。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

川田主任 報告(1)農地法第4条第1項第8号の規定による転用届については、11ページ1番から4番までの4件で、転用目的は、住宅用地1件、露天駐車場等2件、長屋住宅1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(2)農地法第5条第1項第7号の規定による転用届については、12ページ1番から14ページ16番までの16件で、転用目的は、長屋住宅3件、自己専用住宅3件、露天駐車場等5件、住宅用地等4件、敷地拡張1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、15ページ1番から4番までの4件です。解約理由はすべて耕作目的で、離作料は記載のとおりです。

以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら、以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、第2号議案、農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案について資料に従い説明。

議長 第2号議案、農政関係等について事務局から説明がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。最後に何かご意見等がありますか。

全 員
岸本職務
代 理 者

ありません。
それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。
これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時37分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議 長

署名委員

署名委員